

経済産業省のBOPビジネスに 関連する技術協力支援施策

貿易経済協力局 技術協力課

○BOPビジネスに求められる技術協力施策

BOPビジネス事業者からの声

(事業計画段階)

- ・社内外の利害関係者からの承認・指示が得られない。
- ・現地のニーズ及びパートナーの把握が困難。

(事業化段階)

- ・製品仕様の見直しが必要。
- ・現地人材の高度化（スキルアップ）を図りたい。



経済産業省のBOPビジネスに資する技術協力施策

(研究開発)

- ・研究協力事業
- (制度・システム実証)
- ・貿易投資円滑化支援事業（実証事業）

(研修)

- ・経済産業人材育成支援研修事業
- (専門家派遣)
- ・経済産業人材育成支援専門家派遣事業



◎上記のような企業からの課題を踏まえ、既存の技協施策を活用し支援。

- 「**製品仕様の見直し**」 → 「研究協力事業」
「貿易投資円滑化支援事業（実証事業）」

※**低所得階層（BOP層）に対応した低価格製品等の技術開発、及び低所得者層の社会課題解決を改善する社会課題システムの整備に資することを目的とした実証実験**を行う。

- 「**現地人材の高度化（スキルアップ）を図りたい**」 → 「経済産業人材育成支援研修事業」
「経済産業人材育成支援専門家派遣事業」

※**現地生産者に対する高度化（スキルアップ）を目的とした技術指導**を行う。

研究協力事業 5.2億円（6.0億円）

貿易経済協力局 技術協力課
03-3501-1937

事業の内容

事業の概要・目的

- 開発途上国単独では対応困難な技術開発課題を解決し、開発途上国の研究開発能力を向上させることを目的として、我が国民間企業等と開発途上国の民間企業等が共同で実施する研究開発事業を支援。
- このため、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構に対し、研究に係る費用（機材設備費、旅費、滞在費など）を補助。

※途上国のみでは解決が困難な課題及び事業（例）

【飲料水の確保】

- ・無薬剤で高濁度原水に対応可能な小規模飲料水供給システムの研究開発

【資源の枯渇】

- ・キャッサバ粕利用バイオエタノール製造新規プロセスの開発

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率（1/2、2/3、定額）

事業イメージ

無薬剤で高濁度原水に対応可能な
小規模飲料水供給システムの研究開発

<目的>

上水道インフラ整備が行き届かない、もしくは既存水処理技術では対応が困難である途上国の地方病院、学校、村落に対して普及可能な小規模の飲料水供給システムの研究開発を行い、持続的に安全な水を得る手段を提供する。

《実施国》

ベトナム社会主義共和国

《実施年度》

平成21年度



浄水装置システム

【成果】

事業終了後、設置した研究機に小規模改良を加え、ベトナムにおいて小病院の飲用、日常用水供給のため当該装置を試験的に導入。

現在、インドネシア、ラオス、カンボジア、ミャンマーなどで、特にBOP市場向けに販売活動を実施中。

貿易投資円滑化支援事業 14.9億円（20.4億円）

貿易経済協力局技術協力課
03-3501-1937

事業の内容

事業の概要・目的

- 開発途上国における貿易・投資活性化のための環境整備に向け、我が国の経済発展の基盤となった経済制度・システムや技術・ノウハウ等を普及するため、研修、専門家派遣及び実証事業を実施。
- 具体的には、環境保全・物流・産業振興等に関する現地業界団体等関係者を対象に受入研修や海外研修の実施、現地業界団体等に対する専門家を派遣を行う。また、現地での実証を通じ、これらの活動を行う際の課題を抽出。

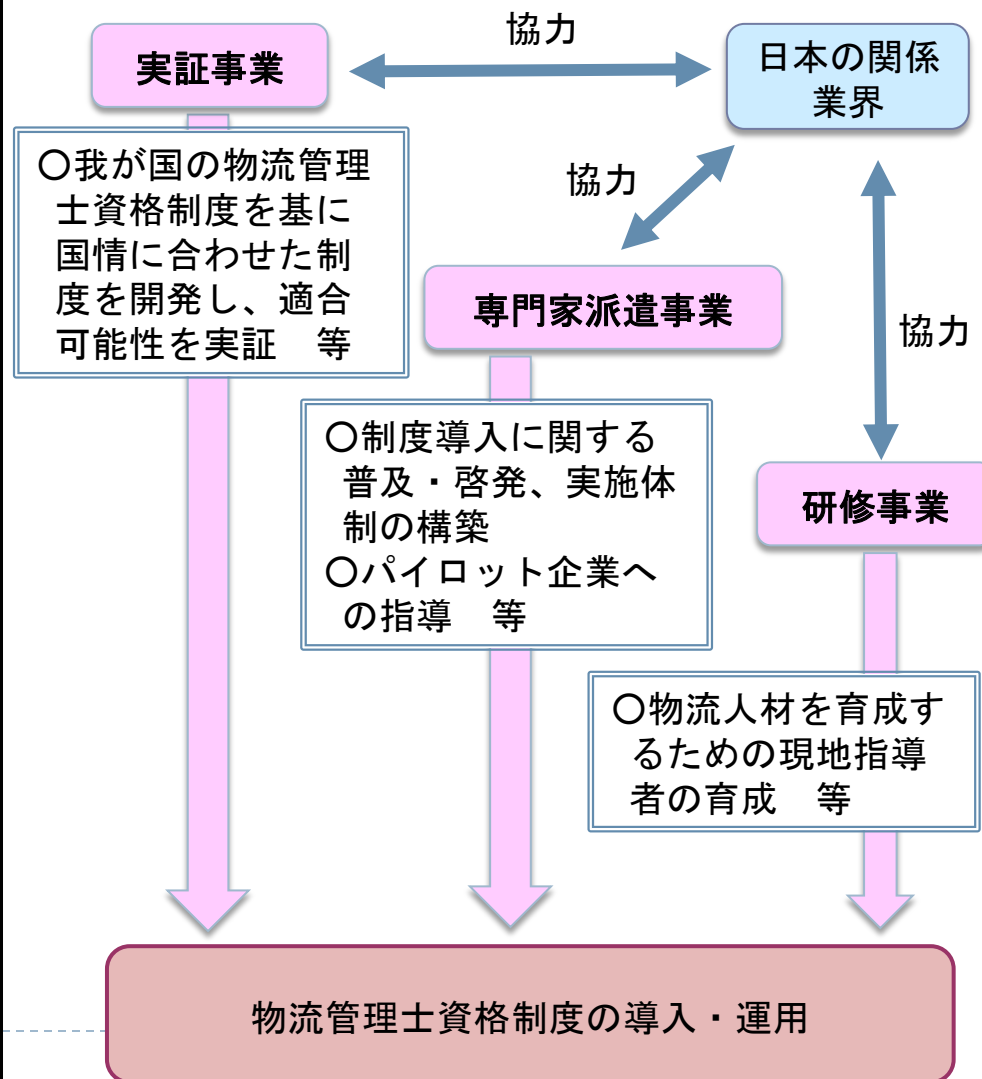
(具体的な事業例)

- ・公害防止管理者制度構築
- ・情報処理技術者試験制度構築
- ・中小企業診断士制度構築
- ・商工会議所機能強化
- ・物流専門家育成制度構築

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



経済産業人材育成支援研修事業 23.9億円（28.0億円）

※上記のほか、平成22年度一次補正予算により計2.0億を前倒しして実施。

貿易経済協力局 技術協力課
03-3501-1937

事業の内容

事業の概要・目的

- 日本の製造業等が持つ技術や経験の移転を通じた、開発途上国の技術者・管理者の能力向上を目的として、官民が協力して国内に現地人材を受入れ、研修を実施。
- 具体的には、開発途上国の人材に対し、日本の企業文化、日本語、生産管理等の研修を講義形式で実施した後、国内民間企業の製造現場を活用して、製造技術、管理技術等の実地研修を実施。
- 特に、インフラ・システム分野では、開発途上国市場への国際展開を促進させるため、運営・維持管理を行う現地人材の育成も重点的に実施すべく、国内施設を活用した研修を実施。
- このため、研修生受入等に係る費用（滞在費及び研修費等）の一部を補助。


条件（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率（1/3、1/2、2/3、3/4、定額）

事業イメージ

○官民連携型ODA事業 【概要】

要 請 先	民間企業等
目 的	開発途上国の産業技術者及び経営管理者の能力向上
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ○講義型研修 ○現場活用型研修 
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ○研修対象国 タイ、ベトナム、インドネシア等アジア諸国及びアフリカ諸国等を含む開発途上国 ○活動実績 平成21年度：40か国3300名の受入研修を実施。 ○具体的成果例 <ul style="list-style-type: none"> ・受講後の人材は、現場リーダーであるとともに、日本企業との橋渡し人材として活躍。 ・研修を受講後、品質管理や生産管理水準が、現地国内で各賞を受賞するレベルまで向上。

経済産業人材育成支援専門家派遣事業 6.9億円（8.2億円）

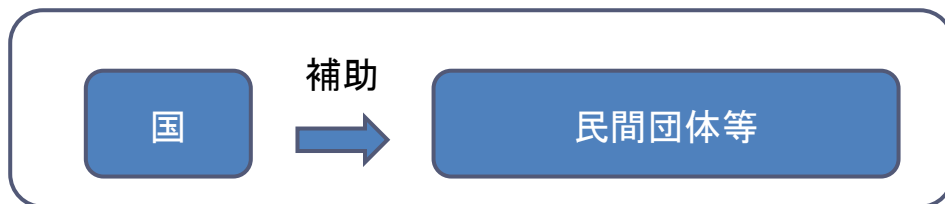
貿易経済協力局 技術協力課
03-3501-1937

事業の内容

事業の概要・目的

- 開発途上国の産業技術水準の向上（生産性の向上、裾野産業育成等）及び開発途上国における我が国企業の事業展開の円滑化・拡大を目的として、開発途上国の現地企業等の生産現場に専門家を派遣して、技術指導を実施。
- 具体的には、生産効率や品質管理、環境対策等に関する技術指導、経営・技術向上に必要な助言を行う。また、派遣先企業周辺の裾野産業育成・確保に必要な、現地ローカル企業に対する技術指導も実施。
- 特に、インフラ・システム分野では運営、維持・管理についても企業の施設を活用して技術指導を実施。
- このため、専門家を派遣するために係る費用（旅費、滞在費、指導料など）の一部を補助。


条件（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率（1/2、2/3、3/4、定額）

事業イメージ

○官民連携型ODA事業 【概要】

要請先	民間企業等
目的	開発途上国企業全体の生産性・技術力等の向上及び途上国における我が国企業の事業展開の円滑化・拡大
形態	現場を活用した現地従業員等への個別指導 
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣対象国 タイ、ベトナム、インドネシア等アジア諸国及びアフリカ諸国等を含む開発途上国 ○活動実績 平成21年度：13か国に対し、217名の日本人専門家を現地に派遣（新規88名、継続129名） ○具体的成果例 ・現地指導による生産効率の大幅向上等